

県民参加による 「森林環境の保全」と 「森林と共生する文化の創造」 をめざして



みんなの力で元気もりもり



愛 媛 県



—— はじめに ——

森林には、水源のかん養や県土の保全、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化防止など、多様な機能があります。

このため、県におきましては、自然との調和を図りながら活力ある森林をよみがえらせ、健全な姿で次世代に引き継ぐことを目指して、平成13年を「森林そ生元年」と位置づけ、水源林対策や放置林対策など、森林の環境資源としての役割を重視した施策を積極的に展開しております。

また、平成17年度から導入した森林環境税を活用して、県民参加による「森林環境の保全」と「森林と共生する文化の創造」を積極的に推進しているところです。

こうした中、昨年10月に、皇太子殿下御臨席のもと開催しました第32回全国育樹祭では、本県の森林そ生に向けた取り組みを全国に大きくアピールしたところであり、今後とも、森林環境税を有効に活用しながら、県民総ぐるみの森林づくり運動を一層進めて参りたいと考えております。

本書は、森林環境税の導入から4年目となる平成20年度の成果をとりまとめたものであり、ぜひ御一読いただき、森林の整備・保全に対する関心を更に高めていただければ幸いです。

なお、森林環境税は5年間の時限条例であり、本年度で課税期間が満了いたしますが、昨年度実施しましたアンケートや意見交換会で賜りました御意見をもとに、県民の皆様にご賛同していただける、第2期森林環境税を今後提案したいと考えておりますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

平成21年5月

愛媛県知事 加戸 守行



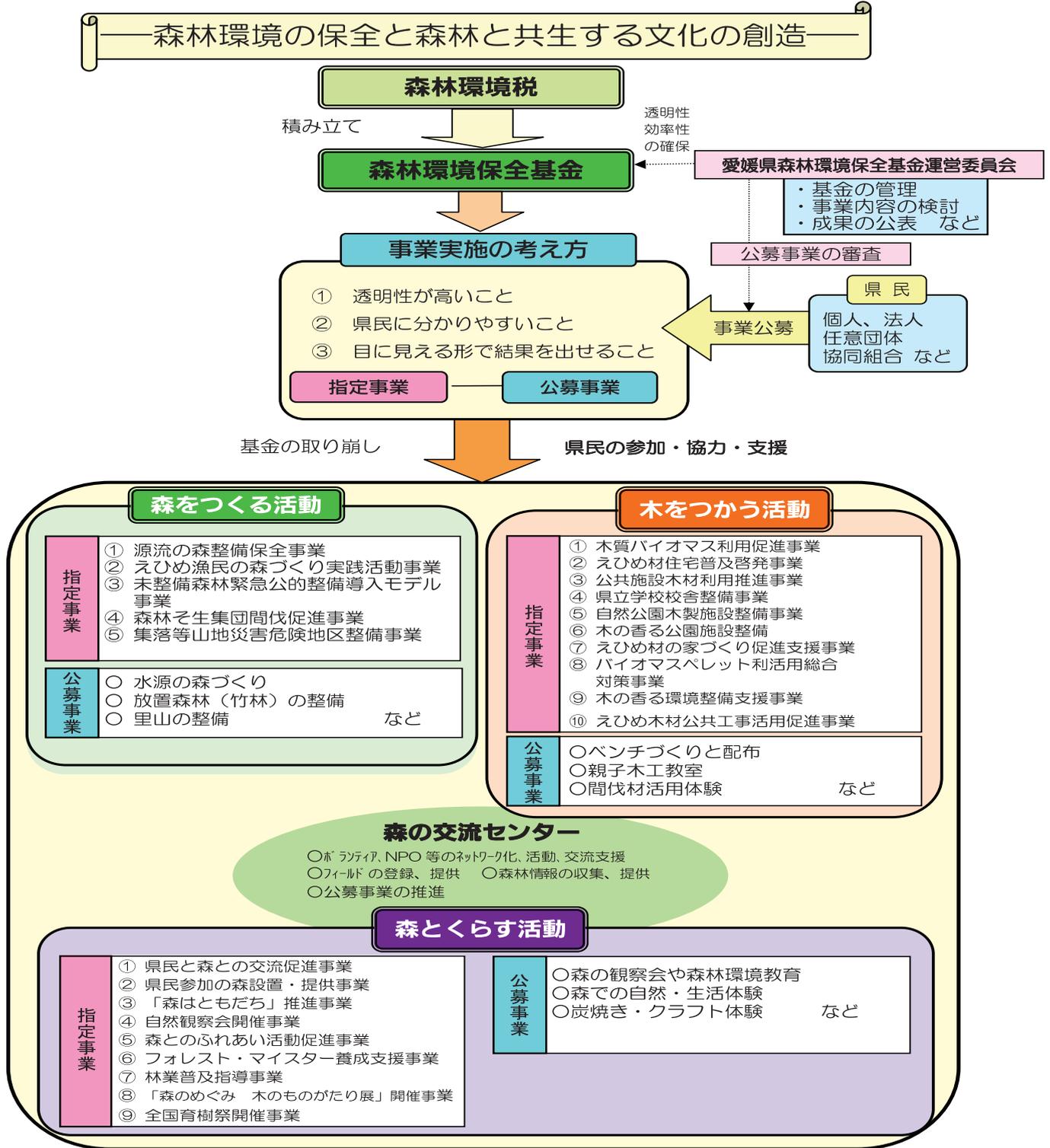
〈愛称〉E~もりくん

「E~もりくん」は、森林環境税を活用した県民参加の森林づくりロゴマークです。昨年10月に本県で開催された「第32回全国育樹祭」のシンボルマークとしても活躍しました。

デザイン 池田 正誓
愛称 高月 悠馬

○表紙：森林環境税普及啓発用ポスター
(作者：平原舞子／今治工業高等学校)

◎森林環境税を活用した施策の仕組み(平成20年度事業)



◎森林環境税を活用した事業の成果指標と目標値(5ヶ年(H17~21年度))

事業成果については、県民の皆さんにわかりやすいよう、目に見える形で公表することとしており、以下のような指標と目標値を設定しました。

森林整備面積
1,700ha
県内の年間間伐実施面積
(16年度8,484ha)の
20%程度

木材使用量
3万1千m³
年間に生産される
木材46万3千m³の
7%程度

県民参加人数
23万人
県民(149万人)の
15%程度

◎平成20年度の事業実績

森林環境保全基金歳入395,729,336円に対し、県指定事業と公募事業により530,213,147円で事業を実施しました。(森林整備面積1,016ha、木材使用量5,725m³県民参加人数178,134人)

森をつくる活動

水源かん養等の公益的機能の高い森林など、
県民の暮らしに深く関わる森林の整備や保全する活動

源流の森整備保全事業

実績額 60,567千円



源流の森（3源流）において森林整備を実施

【実施箇所】 3箇所
西条市（加茂川源流）、久万高原町（河の子川源流）、西予市（岩瀬川源流）

【実施面積】 118ha
（内訳、間伐112ha、整理伐6ha）
森林管理作業道 22,543m

えひめ漁民の森づくり実践活動事業

実績額 2,188千円



宇和島市岩松川流域



愛南町僧都川流域

漁業者が主体となって豊かな海を育む「漁民の森」づくり活動を実施し、県民参加型の活動として定着促進を図る

【実施箇所】 2箇所
宇和島市岩松川流域
愛南町僧都川流域
【実施面積】 1ha

未整備森林緊急公的整備導入モデル事業

実績額 903千円



今治市地内



放置されている森林を「美しい森林」へ誘導するため、森林組合等事業体が森林所有者に代わって森林整備を行うのに要する事務費を負担

【実施箇所】 14市町
四国中央市、西条市、今治市、松山市、東温市、伊予市、砥野町、久万高原町、八幡浜市、大洲市、内子町、宇和島市、松野町、愛南町

【実施面積】 430ha

森林そ生集団間伐促進事業（H20新規）

実績額 **23,944千円**



団地設定支援



森林整備・高性能林業機械導入



森林整備完了

「森林そ生対策」を更に進めるための森林そ生推進団地の設定に係る費用に対して助成するとともに、設定された団地内において間伐等森林整備を実施

【実施箇所】

- 団地設定 6市町 9団地
2,762ha
- 森林整備 9市町
187ha

四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、久万高原町、八幡浜市、西予市、宇和島市、愛南町

集落等山地災害危険地区整備事業（H20新規）

実績額 **99,510千円**



今治市鈍川地区



西予市白髭地区

山地災害危険地区のうち、土砂流出防止機能等が著しく低下した森林について、本数調整伐を実施し、下層植生を導入するなど土砂流出防止機能の高い健全な森林へと誘導

【実施箇所】 11市町 15箇所

四国中央市、西条市、今治市、東温市、松山市、久万高原町、大洲市、内子町、西予市、鬼北町、愛南町

【実施面積】 194ha

木をつかう活動

森林から生まれ、人に優しく地域の環境保全にも貢献する木材を、より身近に利用していく活動

木質バイオマス利用促進事業

実績額 **5,300千円**

二酸化炭素の固定による地球温暖化防止に貢献するため、林内に放置されている未利用材等を木質バイオマスとして利用促進



【低質材有効利用量】 2,625m³



愛媛県森林組合連合会買取り



チップに加工



原紙から紙に加工して利用する

えひめ材住宅普及啓発事業

実績額 **6,561千円**



「木と暮らしの相談窓口」開所式
愛媛県林業会館（松山市）



展示住宅

県産材の需要拡大を図るため、木造住宅に関する相談窓口の開設、研修会や見学会の開催、県産材を使用した展示住宅への支援

【実施箇所】 展示住宅 5箇所
西条市(2)、今治市、松山市、西予市
【対象者数】 760人

公共施設木材利用推進事業

実績額 **10,076千円**



日土小学校



西条小学校



大野ヶ原小学校

木の柔らかさやぬくもり等の良さを普及するため、地域のシンボルとなる公共施設の木造化を実施

【実施箇所】 3箇所
八幡浜市（日土小学校）
西条市（西条小学校）、
西予市（大野ヶ原小学校）
【対象者数】 1,236人

県立学校校舎整備事業

実績額 **16,000千円**



伊予農業高等学校図書室



松山東高等学校アリーナ

校舎等の耐震化を目的とした改築にあたり、生徒に木材の良さやぬくもりを感じてもらうため、県産木材を使った内装木質化を実施

【実施箇所】 2箇所
伊予農業高等学校、
松山東高等学校
【対象者数】 12,053人

自然公園木製施設整備事業

実績額 **7,438千円**



桜井海岸線道路（木製防護柵、土留）



高茂岬園地（木柵）

県内の国立公園・国定公園・県立自然公園内の施設（柵、標識、ベンチ等）を県産木材を使って整備し、自然環境の保全に対する理解と関心を深める

【実施箇所】 3施設
西条市：瀬戸内海国立公園、
愛南町：足摺宇和海国立公園（2）
【対象者数】 30,000人

木の香る公園施設整備

実績額 3,570千円



香木園（東屋）



山頂広場（東屋）

県管理の都市公園内の施設（休憩所やベンチ等）を県産木材を使って整備し、利用者が優しく暖かみを感じることができる公園の整備を進める

【実施箇所】 1施設
第3号南予レクリエーション都市公園（香木園、山頂広場）

【対象者数】 2,240人

えひめ材の家づくり促進支援事業

実績額 8,604千円



建築中（松山市内）



上棟時（松山市内）

県内に住宅を新しく建築する施主に対して、良質な県産柱材80本を無償で提供し、木造住宅の建設を促進し県産材の需要拡大を通して健全な森林整備を目指す

【対象者数】 43人

バイオマスペレット利活用総合対策事業

実績額 3,689千円



ペレットストーブ（県中予地方局県民相談プラザ）



チッパーシュレッダで竹を粉碎処理

資源循環型地域社会の構築を目指して、地域に散在する未利用バイオマスをペレット化し活用するためのペレットストーブの導入に助成する。

また、放置竹林を整備し、竹ペレットの利活用を図る

【実施箇所】

【ペレットストーブ】

県東中南予地方局県民相談プラザ、外 県内6施設（四国中央市、西条市、松山市、東温市、砥部町、内子町、西予市、宇和島市）

【竹林整備】 内子町6ha

【対象者数】 43,122人

木の香る環境整備支援事業（H20新規）

実績額 2,881千円



城南中学校（宇和島市）



六町公園（松山市）

公共施設等を対象に地域材を利用した内装の木質化、屋外施設整備及び小規模木造建造物の整備等に対して支援し、県民に快適な空間を提供するとともに、直接木を見て触れることにより、木材に対する理解を深めることを目指す

【実施箇所】 4施設

松山市 1箇所

宇和島市 2箇所

愛南町 1箇所

【対象者数】 8,384人

えひめ木材公共工事活用促進事業（H20新規）

実績額 2,164千円



西条市（いしづち森林組合）



久万高原町（久万広域森林組合）



内子町（内子町森林組合）

県下3箇所ワークショップや事例発表会を開催し、木材利用に対する意識を増進、間伐材利用の促進にあたっての課題や新たな提案を抽出し、公共事業における木材利用促進施策の実施につなげる

【実施箇所】 3箇所

西条市、久万高原町、内子町

【対象者数】 78人

森とくらす活動

森林との出会いやふれあいを通して森林を知り、森林を身近に感じて森林を愛する契機を創り出す活動

県民と森との交流促進事業

実績額 11,859千円（交流人数 2,722人）



11月11日の「えひめ山の日」に、県民が森林の意義を再認識し、森林を私たちの共有財産として大切に守り、次の世代に継承していくことを目的に「えひめ山の日の集い」を開催

【開催日】 11月11日

【場所】 生涯学習センター（松山市）

【参加者数】 530名



透明性・公平性を確保するため、愛媛県森林環境保全基金運営委員会を開催（2回）し、事業の調査・審議を実施

【開催日】 8月5日、3月24日

【出席者数】 委員10名



「県民参加の森林づくり」活動を推進するため、森への誘い推進事業をえひめ森の案内人会に委託して開催

【開催日】 8月～12月（計6回）

【場所】 えひめ森林公園 ほか

【参加者数】 30名

県民参加の森設置・提供事業

実績額 32,240千円



久谷ふれあい林



松瀬川2号

手軽に森林を活用する活動への参加を促進するため、フィールドとなる森の整備を実施

【整備内容】

- 拠点フィールドの整備
(久谷ふれあい林：松山市)
 - ・ 間伐・枝落とし・林内整理 8.21ha
 - ・ チップ粉砕 167㎡
- (県民参加の森：伊予市)
 - ・ 管理歩道開設 468m
 - ・ 地拵え 1.29ha

- 身近なフィールドの整備
(横谷：松山市)
 - ・ 作業道開設 678m
 - ・ 作業歩道開設 77m
 - ・ 搬出間伐 1.8ha
 - ・ 地拵え 0.7ha
- (松瀬川2号：東温市)
 - ・ 受光伐・地拵え 0.4ha
 - ・ 作業道開設 131m

- 身近なフィールドの登録
・ 新規登録3箇所（累計33箇所）
【参加者数】 1,903人

「森はともだち」推進事業

実績額 3,150千円



竹炭づくり（今治市立九和小）



間伐体験（愛南町立緑小）

小・中学校において、森林環境を大切にする児童生徒を育てるため、「総合的な学習の時間」に森林をテーマにした体験学習を実施

- 【実施校】
19年度実施校5校と20年度新規実施校5校
(西条市立橋小、今治市立菊間中、伊予市立由並小、伊方町立三崎中、愛南町立緑小)
- 【参加者】 1,491人

自然観察会開催事業

実績額 1,227千円



今治市（今治越智地方水源の森）



久万高原町（石鎚国定公園面河溪谷）

次代を担う青少年を対象に、自然環境保全・野生動植物保護思想を醸成するため、自然公園において自然観察会を実施

- 【開催回数】 3回
今治市、久万高原町、伊方町
- 【参加者】 266名

森とのふれあい活動促進事業

実績額 **5,317千円**

森林づくりを行う青少年や県民の活動を支援

[内容]

- 緑の少年団結成促進事業
10団 2,643人が新たに結成
- 森林づくり県民活動推進事業
 - ・ 青少年の育成
高校生を対象に森林環境教育・森林保全活動を指導
8月2日～8月6日 20名
 - ・ 一般県民の育成
森林ボランティア交流研修会の開催
12月13日～12月14日 37名
県民参加の森林づくり活動安全研修
2月21日～2月22日 27名

[交流人数] 2,727人



新宮小学校緑の少年団 (四国中央市)



森林ボランティア交流研修会 (伐倒研修)

フォレスト・マイスター養成支援事業 (H20新規)

実績額 **9,132千円**

森林を面的に・効果的に整備する作業技術者(フォレスター)と作業管理者(フォレスト・マイスター)を養成し、林業担い手の確保育成を図る

[研修区分及び修了者数]

- フォレスター養成コース 3名
- フォレスト・マイスター養成初級コース 8名
- フォレスト・マイスター養成上級コース 9名
- 合計20名



フォレスター



フォレスト・マイスター初級



フォレスト・マイスター上級

林業普及指導事業 (H20新規)

実績額 **3,489千円**

森林生プロジェクトの成果を県下に普及するため、地域の林業関係者等が、推進団地での取り組みを体験するとともに、普及用の情報誌を発行

[推進団地体験者数]

県下9地区 500名

[普及情報誌発行部数]

県下9地区 18,000部



現地研修
(ハーベスターによる伐倒)



現地研修
(フォワーダによる運材)



普及情報誌
(森の声)

「森のめぐみ 木のものがたり展」開催事業 (H20新規)

実績額 **1,580千円**

県博物館の資料と施設を地域資源として活用し、森林の自然と歴史に対する県民の理解を深めるための展覧会を開催

[会場]

県立博物館 (松山市)
歴史文化博物館 (西予市)
総合科学博物館 (新居浜市)

[観覧者数] 30,769人



県立博物館会場



巡回展広報ポスター

全国育樹祭開催事業 (H20新規)

実績額 182,577千円



皇太子殿下による「お手入れ」
(10月25日：久谷ふれあい林：松山市)



広報ポスター

全国育樹祭は、国土緑化運動の一環として活力ある緑の造成機運を高める目的で開催されており、平成20年10月25・26日に第32回全国育樹祭を本県で開催した。昭和41年に開催された第17回全国植樹祭で昭和天皇・香淳皇后がお手植えされたスギに、皇太子殿下による「お手入れ」が行われた。県内参加者による育樹活動は8月～10月にかけて県内各地で実施され、県民参加の森林づくり活動を促進した。

[参加者数] 22,830人



式典メインテーマアトラクション
(10月26日：愛媛県武道館：松山市)



中央・県外参加者による育樹活動
(10月26日：久谷ふれあい林：松山市)



サテライト会場育樹活動
(10月26日：西予市野村町)



地域育樹活動
(8月30日：宇和島市)

「県民参加の森林づくり」を推進するため、

森をつくる活動

木をつかう活動



① いはま環境市民会議
森を取り戻そうプロジェクト



③ 焚き火クラブ
薪を使ってバイオマス活用



② 柳谷壮年会
さくらの里づくり



⑥ 地域づくり研究会「源流」
地域の間伐材を使用した木工製品の寄付事業



④ 愛媛県森林組合職員連盟本会支部
木村市売り体験・間伐材を使ったベンチ製作



④ 東予流域林業活性化センター
石鎚水源の森づくり



⑭ 北条林業研究会
高縄山系（旧北条市）森林環境整備



⑫ 愛媛木材青年協議会
仙人座～其の参～



④⑤ 越智今治地区「地産地消の家づくり」推進協議会
越智今治地区「地産地消の家づくり」推進



④⑥ マネキネマ
木と人をつなぐ映画祭



⑤ 竹林をよくする会
機械活用による竹林整備の促進



⑮ オイスカ愛媛県支局
森を体感してみよう「オイスカの森」INえひめ



④⑥ えひめ森づくり安全技術・技能地域推進協議会
森林ボランティアの技術習得（3）



⑤⑤ 木でつながるなかま「円い森」
出張・森につなぐ楽しい時間



④⑦ 坊ちゃんクラブ
木のぬくもりを感じ理解を深める机及び椅子整備



⑦ 奈良良さんの自然を育む会
自然環境を考える森林体験学習



⑬ 松山市立日浦小・中学校PTA
日浦の森はみんなの森



⑦⑦ 財団法人 新谷公益会
神南山いこいの森づくり



⑤⑥ NPO法人 アジアフィルムネットワーク
間伐材開発品グレードアップ



④⑤ 南海放送株式会社
地球にEcoしょ！In松山城



⑧ 高大寺地区 緑の会
美しい里山づくり



⑦⑦ 久米森と炭焼きの会
県内の森林整備と炭焼きを通じた自然環境教育推進の活動



⑧⑧ 三善地区山林管理組合
東宇山地区風倒木林整備



⑦⑦ えひめ千年の森をつくる会
県産材の家づくりを学ぶセミナー



④⑥ 木でつながるなかま「円い森」
木工教室で森につながる



⑨ 今治地区林業研究グループ協議会
越智今治地方ふれあいの森整備



⑧⑧ 久米里山づくり委員会
久米里山づくり



⑨⑨ 宮内財産区
宮内財産区の森整備活動



⑥⑥ 愛媛県森林組合連合会
道後地区景観整備



④⑦ 東雲小学校おやじの会
木に触れる木製遊具整備



⑩ NPO法人 グリーンキャンドゥ
法王ヶ原松林整備



⑨⑨ 宅並山を育てる会
森とくらす活動に関する事業



⑩⑩ 城川町林業研究会
竜沢寺緑地公園森林浴の森づくり



⑥⑥ NPO法人 自然環境教育えこことは
樹木の解説および県産材を使った調度品づくり



④⑧ 上浮穴林業振興会議
親子「木造ハウス」組立体験



⑪ えひめ千年の森をつくる会
もりもりCO2ダイエットPARTⅢ



⑩⑩ えひめ学生森林ボランティア
えひめ学生遊々の森



⑪⑪ 滑床千年の森をつくる会
滑床ふれあいの森



④⑩ NPO法人 JMACS
2008'五感で木とふれあう講座



④⑨ 久万林業まつり実行委員会
久万林業まつり親子木工広場



⑩⑩ 石手川の環境を考える会
石手川の森林環境整備



⑩⑩ 市場里山ボランティア会
市場の放置竹林の整備と遊歩道整備・石淵池奥の湿地復元活動



⑩⑩ 森の国山城の会
史跡河後森城跡の中世の森づくり



④⑩ NPO法人 JMACS
遊友学舎木工教室開催



⑥⑥ 愛媛木材青年協議会
仙人座～其の四～

皆様の豊かな発想と行動力を募集し、活動を支援しました。

森とくらす活動



61 大洲喜多地産地消の家づくり協議会
大洲喜多地産地消の家づくり促進



68 角野愛護班連絡協議会
「歴史と環境の森」プロジェクト
「えんとつ山」自然体験学習



63 えひめ千年の森をつくる会
千年の森の自然体験キャンプⅡ



63 森林・自然体験活動連絡会
森林・自然体験活動推進



70 炭人の里
炭焼き体験「炭人の里」・ふれあい農園



52 肱川中学校PTA
地元材を使った木製ベンチ作り



69 夢遊友うすい
広葉樹林の整備を通じた森林環境教育



64 松山子ども夢ひろば
子ども森の学校



69 えひめ森の案内人
森とふれ合い・森の恵みクラフトづくり



75 社会福祉法人宇和町社会福祉協議会希望の森
炭焼き・しいたけ栽培体験



54 株式会社エフシー
親子で木工体験



60 NPO法人 石鎚森の学校
石鎚森の学校2008



65 チームプロジェクトと作
プロジェクトと作（里山再生プログラム）



70 八西林業研究グループ
親子木工広場・自然体験教室開催



55 石城レクバレーチーム
木材とのふれあい促進



61 ふくさの森の会
ふくさの森の体験会



66 NPO法人 自然環境教育えことのは
森の時間その4～年輪つくしの2日間～



72 さんきら自然塾
佐田岬半島（花木）図鑑作成・配布
と春夏秋冬緑の現状観察会



56 元気みやのうら
木材とのふれあい促進



62 木でつながるななかま「円い森」
「小さな森のようちえん」開催



67 ムッターシューレ愛媛
“森の広場” 木と遊ぼう・作ろう・学ぼう



73 えひめ地域づくりネットワーク
森と土の未来塾～森林から地域の未来を考える～



57 南宇和地区林材業振興会議
木とのふれあい教室（親子手作り木工広場）



※写真番号は、県選定事業の75事業順

○愛媛県条例第46号

平成16年12月24日

改正 平成17年7月19日条例第46号

平成20年4月30日条例第42号

愛媛県森林環境税条例を次のように公布する。

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県森林環境税条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に要する経費の財源を確保するために森林環境税を課するため、県民税の均等割の税率に関し、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。）の特例を定めるものとする。

(賦課徴収)

第2条 森林環境税は、次条の規定により個人の県民税の均等割の税率に加算し、及び第4条の規定により法人の県民税の均等割の税率に加算して賦課徴収する。

一部改正〔平成20年条例42号〕

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成17年度から平成21年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額に500円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第4条 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

一部改正〔平成20年条例42号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

一部改正〔平成17年条例46号〕

(経過措置)

2 平成17年度分の個人の県民税に限り、平成17年1月1日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第13条第1項第1号」とあるのは「県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成16年愛媛県条例第26号）附則第8項」と、「同号に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に200円」とする。

一部改正〔平成17年条例46号〕

3 平成18年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第13条第1項第1号」とあるのは「県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第46号）附則第3項」と、「同号に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に100円」とする。

追加〔平成17年条例46号〕

4 平成19年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第13条第1項第1号」とあるのは「県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第46号）附則第5項」と、「同号に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に300円」とする。

追加〔平成17年条例46号〕

附 則（平成17年7月19日条例第46号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。（後略）

(県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第6条の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成17年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第13条第1項の規定の適用については、同項第1号中「1,000円」とあるのは、「300円」とする。

4 県は、平成18年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割（新条例第13条第3項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第16条を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第46号）附則第4項」とする。

5 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第13条第1項の規定の適用については、同項第1号中「1,000円」とあるのは、「600円」とする。

6 県は、平成19年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割（新条例第13条第3項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第16条を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第46号）附則第6項」とする

附 則（平成20年4月30日条例第42号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 愛媛県条例第50号
愛媛県森林環境保全基金条例を次のように公布する。
平成16年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県森林環境保全基金条例

(設置)

第1条 水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策を推進するため、森林環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、愛媛県森林環境税条例（平成16年愛媛県条例第46号）の規定による森林環境税の収入額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除した額で一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費並びに基金の管理及び運営に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(愛媛県森林環境保全基金運営委員会)

第7条 第5条に規定する事業に関する事項その他基金に関する事項を調査審議させる等のため、愛媛県森林環境保全基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

森林環境税普及啓発用ポスター（平成17年10月選定）



〈作者〉石田潤
今治市立常盤小学校



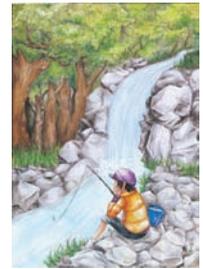
菊池安倫
八幡浜市立日土小学校



中川友輝
県立三島高等学校



平原舞子
県立今治工業高等学校



福田礼花
県立三崎高等学校

シンボルマーク

〈デザイン作者〉

池田正誉 一般 （平成17年10月選定）

“えひめの森を吹き抜けるさわやかな風、その風に髪をなびかせ森を育む愛媛の子供達”を表現するため、EHIMEの「E」の文字をコンセプトに、明るく元気に森を守り育てる愛媛の子供をイメージしてデザイン化しました。

〈愛称作者〉

高月悠馬 県立松山南高等学校

（平成18年10月選定）



愛称 E～もりくん

税制度の概要

納める方式	県民税均等割上乘せ課税方式（法定普通税）																		
納める人	県内に住所、事業所などがある個人・法人 （個人県民税及び法人県民税の均等割の納税義務者）																		
納める額	<p><個人> 年額500円 年齢65歳以上で前年の所得が125万円以下の者については、平成18年度分は100円、平成19年度分は300円になります。</p> <p><法人> 県税条例で定める均等割額の5%相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額の区分</th> <th>税率</th> <th>左のうち森林環境税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>840,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>567,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>136,500円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超1億円以下</td> <td>52,500円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>21,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額の区分	税率	左のうち森林環境税	50億円超	840,000円	40,000円	10億円超50億円以下	567,000円	27,000円	1億円超10億円以下	136,500円	6,500円	1,000万円超1億円以下	52,500円	2,500円	上記以外	21,000円	1,000円
資本等の金額の区分	税率	左のうち森林環境税																	
50億円超	840,000円	40,000円																	
10億円超50億円以下	567,000円	27,000円																	
1億円超10億円以下	136,500円	6,500円																	
1,000万円超1億円以下	52,500円	2,500円																	
上記以外	21,000円	1,000円																	
納める方法	<p>個人県民税は市町が給与所得者は特別徴収、事業所得者等は普通徴収、法人県民税は法人が県に申告納付します。</p> <p><個人の場合></p> <p>給与所得者（納税義務者） → 特別徴収（天引き） → 雇用主（特別徴収義務者） → 納入（住民税） → 市町</p> <p>事業所得者等（納税義務者） → 普通徴収納付（住民税） → 市町</p> <p><法人の場合></p> <p>法人（納税義務者） → 申告納付（法人県民税） → 愛媛県</p> <p>市町 → 払込（個人県民税） → 愛媛県</p>																		
税收の管理	森林環境税は普通税として徴収しますが、その目的を明確にするため、基金に積み立て、基金運営委員会を設置することにより適正に管理します。																		
実施期間	実施期間は5年間とし、期間満了時に見直し・検討を行います。																		

お問い合わせ

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 愛媛県庁
農林水産部森林局森林整備課保護緑化係
 TEL 089-912-2597 FAX 089-912-2594

〒791-0212 東温市田窪743
森の交流センター
 TEL 089-990-7017 FAX 089-990-7073
<http://www.pref.ehime.jp/index.jsp>